

令和8年度

建設工事入札参加業者  
等級格付基準

**綾 部 市**

## 建設工事入札参加業者等級格付基準

(適用評点)

第1条 等級付け基準に用いる総合評点は、業種毎の経営事項審査総合数値（建設工事入札参加資格審査申請時点最新の数値）と主観点の合計とする。

2 前項の主観点は次式により算出し、各項目点数については次の各号によるものとする。

$$\text{主観点} = A - B + C + D + E + F$$

(1) A：工事成績市評点

工事成績評定基準に基づき評定した工事ごとの評点（令和7年1月から令和7年12月までに検査したもの）を業種毎に平均し、次式により算出した点数を採用成績評点とする。ただし、±50点を上下限とする。

$$(\text{業種別工事成績平均評点} - 65) \times 3 = \text{業種別採用成績評点}$$

(2) B：不正行為や不誠実な行為による指名停止

前年1年間（令和7年1月から令和7年12月まで）に、不正行為や不誠実な行為により指名停止を受けた業者に対して一定点数（3か月以上50点、3か月未満30点）を減点する。

(3) C：雪寒事業協力業者・水道修繕等業務受託業者

1. 令和7年度の除雪等雪寒事業協力業者（国道、府道を含む）に対して5点を加点する。
2. 令和7年度の綾部市水道修繕等業務受託業者に対して5点を加点する。

(4) D：災害協定協力業者

令和8年2月1日現在、綾部市と災害協定を結んでいる業者及び団体に加盟している業者に5点を加点する。

(5) E：建設業労働災害防止協会加盟業者

令和8年2月1日現在、「労働災害防止団体法」第8条に規定する建設業労働災害防止協会加盟業者で、加盟後3年未満の業者に2点、3年以上の業者に5点を加点する。

(6) F：地域貢献活動・雇用促進

地域貢献活動（認定要件等については別紙1のとおりとする。）

1. 綾部市消防団協力事業所としての認定

綾部市消防団協力事業所表示制度における、綾部市消防団協力事業所として認定を受けている業者に5点を加点する。

2. 奉仕活動

奉仕活動への参加1件につき5点を加点する。ただし、一つの活動区分につき5点を上限とする。

雇用促進（認定要件等については別紙2のとおりとする。）

1. 女性技術者の雇用

女性技術者を雇用している業者に、1人につき2点を加点する。ただし、5点を上限とする。

2. 若年技術者の雇用

若年技術者（35歳未満）を雇用している業者に、1人につき2点を加点する。ただし、5点を上限とする。

3. 障害者の雇用

障害者を常時雇用している業者に、1人につき2点を加点する。ただし、5点を上限とする。

(等級別の基準評点の設定)

第2条 別表、等級付け基準による。

- (1) A1級 総合評点900点以上(土木工事のみ)
- (2) A級 総合評点750点以上(土木工事は750点以上900点未満)
- (3) B級 総合評点650点以上750点未満
- (4) C級 総合評点650点未満(新規登録業者を除く)
- (5) D級 新規登録業者

(昇格基準)

第3条 別表、入札参加資格申請時点での等級付け基準の昇格条件による。

2 昇格の場合において、2等級以上の昇格は行わない。

(降格基準)

第4条 別表、入札参加資格申請時点での等級付け基準の降格条件による。

2 総合評点での降格条件が生じた場合は、指導文書を出す。

3 降格の場合において、2等級以下の降格は行わない。ただし、A1級にあっては、A級の降格条件に該当するときは2等級の降格を行うものとする。

(新規登録基準)

第5条 新規登録業者は、総合評点が上位等級であってもD等級の格付けとする。

(再登録基準)

第6条 再登録業者は、過去の実績、総合評点が上位等級であっても、新規登録業者同様D等級の格付けとする。

(適用関係)

第7条 この等級付け基準については、綾部市内登録建設業者についてのみ適用する。

(別 表)

## 建設工事入札参加業者等級付基準

等級	基 準	昇 格 ・ 降 格 の 条 件
A 1	総合評点が900点以上の業者（土木工事のみ）	（1等級降格）次のいずれかに該当した場合 ・ A 1 級認定段階から2年連続して総合評点が900点未満となった場合 ・ 申請時の経審で、土木工事の1級技術者が1名となった場合 （2等級降格）次のいずれかに該当した場合 ・ A 1 級認定段階から2年連続して総合評点が750点未満となった場合 ・ 申請時の経審で、該当業種の1級技術者を有しなくなった場合 ・ 建設業法の指定建設業種にあっては、申請時点で特定建設業の許可がなくなった場合
A	総合評点が750点以上900点未満の業者（土木工事のみ）	（昇格）次のいずれかに該当した場合（土木工事のみ） ・ A 級認定段階から2年連続して総合評点が900点以上となり、申請時の経審で土木工事の1級技術者を2名以上有し、なおかつ、申請時点で特定建設業の許可を受けている場合
	総合評点が750点以上の業者（その他の業種）	（降格）次のいずれかに該当した場合 ・ A 級認定段階から2年連続して総合評点が750点未満となった場合 ・ 申請時の経審で、該当業種の1級技術者を有しなくなった場合 ・ 建設業法の指定建設業種にあっては、申請時点で特定建設業の許可がなくなった場合
B	総合評点が650点以上750点未満の業者	（昇格）・ B 級認定段階から2年連続して総合評点が750点以上となり、申請時の経審で該当業種の1級技術者を有し、なおかつ、建設業法の指定建設業種にあっては、申請時点で特定建設業の許可を受けている場合

		<p>(降格) 次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B級認定段階から2年連続して総合評点が650点未満となった場合</li> <li>・ 申請時の経審で、該当業種の2級技術者を有しなくなった場合</li> </ul>
C	総合評点が650点未満の業者	<p>(昇格) 次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C級認定段階から2年連続して総合評点が650点以上となり、なおかつ、申請時の経審で該当業種の2級技術者を有する場合</li> <li>・ C級認定後、総合評点が750点以上となり、なおかつ、申請時の経審で該当業種の2級技術者を有する場合</li> </ul>
D	新規登録業者	<p>(昇格) ・ 新規登録から次年度も引き続き登録をした場合</p>

別紙1

【地域貢献活動の認定要件等】

	項 目	認 定 要 件 等
1	綾部市消防団協力事業所としての認定	綾部市消防団協力事業所として認定を受けている業者 ※申請時に添付する資料「消防団協力事業所表示証」の写し
2	奉仕活動	<p>「対価を伴わない自主的非営利活動」、「企業としての取組み」、「具体的な活動実績」、「活動内容を客観的に証明できること」の「基本4要件」を満たしていること</p> <p>※申請時に添付する書類 別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料を添付してください）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など</li> </ul> <p>下表の「奉仕活動分類表」に該当すること</p> <p>審査基準日（令和8年2月1日）の前日から過去1年以内であること</p> <p>（注）金品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは対象とはならない。</p>

【奉仕活動分類表】

分 類	活 動 区 分
奉仕活動	綾部市内での公共施設の清掃・美化・除雪等（各種団体での活動を含む） （注）工事施工期間中に現場周辺で行ったものは除く
	福祉・教育事業に対する支援（各種団体での活動を含む）

別紙2

【雇用促進の認定要件等】

	項 目	認 定 要 件 等
1	女性技術者の雇用	<p>令和8年2月1日現在において、建設工事の主任技術者となり得る国家資格等を有する女性技術者を雇用している業者</p> <p>※申請時に添付する書類 別紙4「女性技術者雇用状況申告書」                      (技術資格については、資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること)                      (常勤性・雇用関係等については別途確認できること)</p>
2	若年技術者の雇用	<p>令和8年2月1日現在において、建設工事の主任技術者となり得る国家資格等を有する若年技術者(35歳未満)を雇用している業者</p> <p>※申請時に添付する書類 別紙5「若年技術者雇用状況申告書」                      (技術資格については、資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること)                      (常勤性・雇用関係等については別途確認できること)</p>
3	障害者の雇用	<p>令和8年2月1日現在において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している業者</p> <p>※申請時に添付する書類 別紙6「障害者雇用状況申告書」                      障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。(ただし、申請内容に確認の必要があると認められた場合には、提出を求める場合があります。)                      (法定雇用義務がある事業所においては、それを超える人数を評価の対象とする)</p>

**奉仕活動実施報告書**

住 所

商号又は名称

代表者氏名

綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記のとおり奉仕活動を実施したことを報告します。

実施内容 (具体的に記入してください。)	
該当の活動区分 (奉仕活動分類表の分類及び活動区分を記入してください。)	
実施期間	
実施場所	
添付書類	

注1 上記の内容は、申請者が記載してください。

注2 ※活動内容が客観的に判断できる資料を添付してください。

・活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など

### 女性技術者雇用状況申告書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記のとおり女性技術者の雇用状況を申告します。

雇用女性技術者の人数	人
氏 名	有している建設工事の主任技術者 となり得る国家資格等

## 若年技術者雇用状況申告書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記のとおり若年技術者の雇用状況を申告します。

雇用若年技術者の人数	人		
氏 名	有している建設工事の主任技術者となり得る国家資格等	年 齢	生 年 月 日
		才	
		才	
		才	
		才	
		才	

**障害者雇用状況申告書**

住 所

商号又は名称

代表者氏名

綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記のとおり障害者の雇用状況を申告します。

常時雇用障害者の人数	人
(うち身体障害者)	人
(うち知的障害者)	人
(うち精神障害者)	人